

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

（宛先）甲賀市長 あて

申請者
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
△ 特 定 施 設 の 構 造	別紙1のとおり。	※ 審 査 結 果	
△特定施設の使用方法	別紙2のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙3のとおり。		
△下水の量及び水質 （排出水の汚染状態及び量）	別紙4のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(別紙1)

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

(別紙2)

特 定 施 設 の 使 用 の 方 法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙3)

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における施設番号													
処理施設の設置場所													
設 置 年 月 日		年		月		日		年		月		日	
工事着手予定年月日		年		月		日		年		月		日	
工事完成予定年月日		年		月		日		年		月		日	
使用開始予定年月日		年		月		日		年		月		日	
種 類 及 び 型 式													
構 造													
主 要 寸 法													
能 力													
処 理 の 方 式													
処 理 の 系 統													
集水及び導水の方法													
使 用 時 間 間 隔													
1日当たりの使用時間													
使用の季節変動													
消耗資材の1日当たりの用途別使用量													
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大					
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後				
	量 (m ³ /日)												
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法													
排出水の排出方法													
そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項													

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排水方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

(別紙4)

排 出 水 の 汚 染 状 態 及 び 量

工場又は事業場における施設番号					
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙 5)

用水及び排水の系統

[illegible]